国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release
TEC-FORCE
Technical Emergency Control FORCE
予備隊員　国土交通省

【記者発表先】
青森県政記者会、岩手県政記者会、宮城県政記者会、
秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、
東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

令和８年６月１日
東北地方整備局防災グループ防災室
港湾空港部港湾空港防災・危機管理課

TEC-FORCE 予備隊員により被災地方公共団体への支援体制を強化します

～専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集します～

東北地方整備局では、令和７年度より、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集・選考を行っており、令和８年４月１日時点で 48 名を登録しています。
この度、令和８年度の「TEC-FORCE 予備隊員」募集を実施します。
また、令和８年６月 25 日に東北地方整備局において本件に関する説明会を行います。

１．概要

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置し、災害時に、被災地における被害状況調査や被害拡大防止、早期復旧等の災害応急対策に関する地方公共団体支援等を実施しています。令和７年度より、「TEC-FORCE 予備隊員」制度を創設し、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を募集・採用し、災害時に被災地に派遣することにより、TEC-FORCE としての応援体制の強化を図っています。

「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。

２．職務内容

災害時には、必要に応じ、「TEC-FORCE 予備隊員」の中から個人の事情等を踏まえた派遣調整の上、採用し、被災地等で TEC-FORCE の一員として、下記の活動等に従事いただく予定です。

・被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整（リエゾン）
・被災地における被害状況調査
・被災地における災害応急対策に必要となる地方公共団体等への技術的助言

※派遣前には、必要な研修を受講いただきます。
※「TEC-FORCE 予備隊員」は、通年で非常勤職員の身分を持つものではなく、研修や災害派遣ごとに必要な期間のみ、非常勤職員として採用されることになります。
※本募集による「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録期間は令和９年 12 月 31 日までです。

３．募集内容　詳しくは別添の「募集要項」をご覧ください。
「TEC-FORCE 予備隊員」の登録人数は「10 名以上」を予定しています。
※応募状況によっては、人数が変更となることがあります。

４．選考方法　書類選考及び面接

※現在、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方は、研修受講の状況、災害派遣実績等を考慮し、面接が省略となる場合があります。

５．募集期間　６月１日(月)～８月 31 日(月)18 時（必要書類をメール・郵送にて提出）

６．説明会について

日　時：６月 25 日（木）10 時 30 分～　事前登録制
場　所：東北地方整備局　12 階大会議室及び Web 併用
募集詳細は、以下の東北地方整備局ホームページに掲載しています。
https://www.thr.mlit.go.jp/bousai/bosyu/r8_bosyu_top.html

（問合せ先）
東北地方整備局　Tel　022-225-2171（代表）
港湾空港分野以外：防災グループ防災室 課長補佐 石塚 直広（内線 2153）
港湾空港分野：港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 課長補佐 髙本 仁（内線 6422）

TEC-FORCE予備隊員の主な活動内容(災害派遣時)

「TEC-FORCE予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCEの一員として被災地等で活動いただく予定です。

※ 災害時の派遣先は、採用された地方整備局等管内に加え、管外（全国）への派遣となる場合がありますが、個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）も踏まえた調整の上で決定します。

リエゾンとしての活動

リエゾンは被災地方公共団体の支援ニーズを把握し、効果的な対策の早期実現へ向けて、役に立つよう動きます

- リエゾン※は、災害が発生又は発生するおそれのある場合に直ちに派遣され、被災した地方公共団体での情報収集や支援ニーズの把握を積極的に行います。
- リエゾンが被災した地方公共団体と地方整備局との太いパイプ役となって連絡調整にあたることにより、TEC-FORCEが迅速な応急対策等の支援を行うことができます。

※リエゾン（災害対策現地情報連絡員　Liaison,「仲介、橋渡し等」という意味のフランス語）

被災した地方公共団体

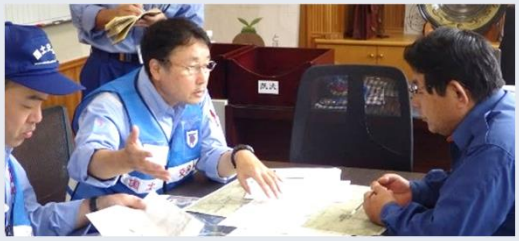

- 被害情報や支援ニーズを把握
- TEC-FORCE活動や国土交通省の対応状況等を説明

支援要請内容の報告

リエゾンによる調整

TEC-FORCEによる災害支援を実施

国土交通省（災害対策本部）



- リエゾンからの情報を総合的に判断し、最適な支援のためのTEC-FORCEを派遣

公共土木施設の被害状況の調査

被災地方公共団体が管理する施設の被害状況を調査します

- 被災状況調査班として、河川や砂防、道路、港湾などの自治体が管理する施設の被害状況を短期間で調査します。また、発災後の橋梁や危険渓流等の安全性の確認なども行います。
- 地方公共団体の円滑な災害申請への活用も想定し、被害状況調査の結果を取りまとめ、被災自治体へ報告します。



河川被害状況の調査



道路被害状況の調査



土砂災害被害状況の調査

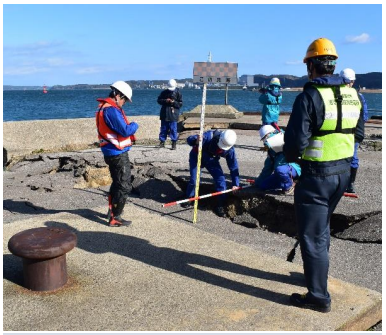

港湾被害状況の調査

災害応急対策に必要となる技術的助言

被災地方公共団体等に対し、必要な技術的助言を行います

- 高度技術指導班として、被災地における災害応急対策に必要となる地方公共団体等への技術的助言等を行います。

TEC-FORCE 予備隊員に係る募集要項

令和８年６月１日
国土交通省東北地方整備局
防災グループ　防災室
港湾空港部港湾空港防災・危機管理課

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置し、災害時に、被災地における被害状況調査や被害拡大防止、早期復旧等の災害応急対策に関する地方公共団体支援等を実施しています。

今般、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識･経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員（以後、必要な場合を除き「非常勤職員」と記載します）として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。

１.募集内容・採用形態

本募集により「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録された方の中から、災害派遣に必要な研修を受けるため、非常勤職員として採用し、研修を実施します。また、災害時には、必要に応じ、名簿に登録され、かつ研修受講が完了した「TEC-FORCE 予備隊員」の方の中から個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）を踏まえた派遣調整の上採用し、被災地等で TEC-FORCE の一員として活動いただく予定です。

なお、「TEC-FORCE 予備隊員」は、通年で非常勤職員の身分を持つものではなく、研修や災害派遣ごとに必要な期間のみ、非常勤職員として採用されることになります。

本募集による「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録の期間は令和 9 年 12 月 31 日までになります。

本募集は、「河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・港湾その他分野（建築を除く）」に係るものです。

「TEC-FORCE 予備隊員」に関連する「募集・採用の主な流れ」は、以下のとおりです。

①　「TEC-FORCE 予備隊員」の募集（今回）
②　書類選考・面接による選考
③　（②による選考通過の場合）「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿登録のお知らせ（令和 8 年 10 月頃を予定）
④　研修に係る採用（「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録された方の中から、非常勤職員として採用。非常勤職員として採用されている任期のうち、1 日程度での研修を予定。研修は令和 8 年 10～11 月頃を予定していますが、研修人数によっては、それ以外のタイミングで受講いただく場合があります。）

⑤　研修に係る任期満了（「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録は継続となります。）
（以下は、TEC-FORCE として災害派遣される場合）
⑥　研修受講が完了した「TEC-FORCE 予備隊員」に対する、災害派遣可否の事前確認（災害発生後に、必要に応じ、電話等により東北地方整備局より連絡することを想定しています）
⑦　災害派遣に係る採用、被災地等への派遣（非常勤職員として採用されている任期のうち、概ね１週間程度での派遣を想定。）
⑧　災害派遣に係る任期満了（令和 9 年 12 月 31 日まで「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録は継続し、災害派遣は、登録期間内において、複数回行う場合があります。）

非常勤職員としての身分を有するのは、非常勤職員として採用された任期期間中（上記のうち、④～⑤（研修）及び⑦～⑧（災害派遣）の間）のみで、それ以外の期間では、身分を有しません。また、実際に勤務するのは、任期期間中のうち、３.職務内容に記載の活動等に従事する期間のみとなります。

本募集による「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録の期間は、令和 9 年 12 月 31 日までの間を予定しており、次期の「TEC-FORCE 予備隊員」への名簿登録については、令和 9 年度の「TEC-FORCE 予備隊員」の募集の結果により、登録されることとなります。

現在「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方（名簿登録の期間：令和 8 年 9 月 30 日まで）が、令和 8 年 10 月 1 日以降の「TEC-FORCE 予備隊員」への名簿登録を希望される場合は、今回の募集に対して、改めて応募いただくことが必要です。

なお、今回の募集の結果、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録された方についても、次期も継続を希望する場合は、改めて令和 9 年度の「TEC-FORCE 予備隊員」の募集に応募いただくことになりますが、この場合、研修受講の状況、災害派遣実績等を考慮し、面接等は省略となる場合があります。

２.募集人数

本募集により、「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録される人数は、10 名以上を予定しています。

応募状況によっては、人数が変更となることがあります。

３.職務内容

１.募集内容・採用形態の「募集・採用の主な流れ」の④～⑤（研修）及び⑦～⑧（災害派遣）のために非常勤職員に採用された場合の採用先は以下のとおりです。

採用先：（河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・その他分野（建築を除く））
東北地方整備局 災害対策マネジメント室
（港湾分野）
東北地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

＜研修＞

以下は、１.募集内容・採用形態の「募集・採用の主な流れ」の④～⑤（研修）のために非常勤職員に採用された場合の職務内容です。

職務内容：災害時に被災地等での活動を行うために必要となる研修に参加いただきます。その他、任命権者が必要と認める事務に従事していただく場合があります。

研修は年１回、1 日程度を想定しています。研修の日時は採用決定後にお知らせします。

研修の実施場所は「東北地方整備局（本局）」を予定しており、公共交通機関で集合いただくことを想定しています。旅費の精算には領収書等の提出が必要となります。

※本研修の受講後、本人の希望がある場合は、各団体等で定める継続教育［CPD・CPDS］における受講証明の発行が可能です。なお、CPD 単位としての認定可否の詳細は、各団体等にお問い合わせください。

＜災害派遣＞

以下は、１.募集内容・採用形態の「募集・採用の主な流れ」の⑦～⑧（災害派遣）のために非常勤職員に採用された場合の職務内容です。

職務内容：TEC-FORCE の一員として被災地等に派遣され、常勤職員と一体となって、以下のいずれかの活動に従事いただきます。また、以下に掲げる事項のほか、任命権者が必要と認める事務（例えば、TEC-FORCE の活動記録の作成、後方支援業務等）に従事していただく場合があります。

① 被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整

具体的には、TEC-FORCE が行う、自治体等との連絡調整業務（リエゾン）等を想定しています。

② 被災地における被害状況調査

具体的には、TEC-FORCE 被災状況調査班が行う、被災地での公共土木施設の被害状況調査（河川、砂防、海岸、道路、港湾に係る調査などを想定）に係る業務等を想定しています。

③ 被災地における災害応急対策に必要となる地方公共団体等への技術的助言

具体的には、TEC-FORCE 高度技術指導班が行う、被災地における災害応急対策に必要となる地方公共団体等への技術的助言に係る業務等を想定しています。

※「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿に登録された方の中から、災害・従事いただく業務ごとに、本人の希望、必要となる知識、経験等を勘案して、派遣者を選定します（東北地方整備局管内に加え、全国への派遣となる場合があります）。

※派遣の可否・派遣期間は、「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿に登録されている方の、その時点の個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）も考慮し、任命権者が決定します。

※派遣時は、東北地方整備局本局又は管内の事務所等に公共交通機関で集合後、東

北地方整備局で用意する移動手段又は公共交通機関で移動し、被災地等で活動いただくことを想定しています。派遣時の移動及び被災地等での活動において、個人所有の車両は使用できません。なお、自宅周辺等において、公共交通機関での移動が困難な場合、最も経済的かつ合理的な経路にタクシーが含まれる場合は、タクシーの使用が可能です。旅費の精算には領収書等の提出が必要となります。

※派遣時には、活動に必要となる被服・ヘルメット等の装備品を貸与します。また、宿泊が必要となる場合は、宿泊先は東北地方整備局にて用意する予定です。

4.待遇等

以下は、1.募集内容・採用形態の「募集・採用の主な流れ」の④～⑤（研修）及び⑦～⑧（災害派遣）のために非常勤職員に採用された場合の、いずれにも適用されます。

＜採用形態＞

国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）に基づき、非常勤の国家公務員として採用します。

国家公務員法に基づく守秘義務、職務専念義務等が課せられます。詳しくは6.留意事項をご確認ください。

＜給与等＞

１日あたり 17,960 円(１時間あたり 2,320 円)

※１日の勤務時間が 7 時間 45 分に満たない場合は、時間給で換算し給与を支給します。

※１日の勤務時間が 7 時間 45 分を超える場合は、超過勤務手当を支給します。

※上記の単価は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号)」が改正された場合、施行日以降に改定される場合があります。

別途、研修時あるいは災害派遣時等における旅費を支給します。なお、交通費は旅費により支給し、通勤手当は支給しません。

また災害派遣時には、職務の内容に応じて、特殊勤務手当として人事院規則９－３０（特殊勤務手当）第十九条に基づき常勤職員に支給する金額に相当する金額を支給します。

※退職手当等その他の手当、賞与の支給はありません。

＜勤務時間＞

研修時・災害派遣時等に、それぞれの活動内容に応じて任命権者が決定します。

※災害派遣時は、概ね１週間程度、１日 7 時間 45 分程度の活動を想定していますが、災害の規模、現場の状況等によって異なる場合があります。

※超過勤務手当の支給対象は、実際に業務を行った時間に対してであり、業務を行わず移動のみを行う時間に対しては支給されません。(移動中に職務として打ち合わせ等の業務を行う場合は支給対象です。)

＜災害時の補償＞

公務上の災害については、国家公務員災害補償法（昭和２６年法律第１９１号）の定めるところにより、常勤の国家公務員と同様の補償が受けられます。なお、休業補償、傷病補償年金、障

害補償年金、遺族補償年金等の金額は、国家公務員としての待遇に基づき算定されます。

５.応募資格

以下の要件①～②のすべてを満たす方で、要件③～⑤のいずれか又は複数の経験を有している方とします。

① TEC-FORCE の一員として、被災地での活動が可能な健康状態であり、１年以内に受診した健康診断結果の提出が可能であること

※健康診断とは、人事院規則１０－４（職員の健康及び安全保持）に基づく一般定期健康診断又は労働安全衛生法に基づく定期健康診断若しくはこれらに相当する健康診断等を指します。

※健康状態により被災地での活動が困難であることが確認された場合には、「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿登録から削除することがあります。

② 所属先の企業・団体等がある場合は、本募集への応募について承諾を得ていること。

③ 災害時における国又は地方公共団体等の組織間の高度な調整に資する経験を有していること

④ 公共土木施設の整備又は管理等に関する実務経験を有していること

※国又は地方公共団体が行った公共土木施設（河川、砂防、海岸、道路、上下水道及び港湾）の災害応急対策又は災害復旧に関する業務経験、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）での活動経験若しくはこれと同等以上の知識、経験、技能等を持つ方を含む。

⑤ 公共土木施設（河川、砂防、海岸、道路、上下水道及び港湾）の被災要因分析や対策に関する研究実績を有していること

※工学、農学又はその他防災や災害対策に関する学問分野での学士号を有し、公共土木施設（河川、砂防、海岸、道路、上下水道及び港湾）の被災要因分析や対策に関する研究実績があること又はこれと同等以上の知識、経験、技能等を持つ方

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予め御了承ください。

(a) 日本国籍を有しない者

(b) 常勤の国家公務員である者

(c) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(d) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6.留意事項

・非常勤職員として採用された場合、国家公務員法第 103 条及び第 104 条に定める兼業規制等は課せられません。
・非常勤職員として採用された場合、研修時・災害派遣時のいずれも「国土交通省共済組合」の加入条件を満たさないため、「国土交通省共済組合」へは加入しません。
・労働基準法第 38 条に基づく「事業場を異にする場合の労働時間に関する規定の適用についての通算」は、非常勤職員としての勤務時間が労働基準法上の労働時間でないため、適用されません。
・非常勤職員としての給与等について、必要に応じて確定申告等を適切に行ってください。
・非常勤職員として採用された場合、国家公務員法等に基づき、以下の義務や制限等が課せられます。なお、下記の義務や制限等について、非常勤職員としての任期中を通じて適用されるものは、時間単位ではなく、一日単位での適用となります。そのため、非常勤職員としての任期中は、勤務時間外も含めて、義務や制限等が適用されますので、ご注意ください。

＜国家公務員法関係＞

○非常勤職員としての職務（研修時・災害派遣時）遂行にあたり適用されるもの
・法令及び上司の命令に従う義務（法第 98 条第１項）
・職務に専念する義務（法第 101 条）

○非常勤職員としての任期中を通じて適用されるもの
・争議行為等の禁止（法第 98 条第２項）
・信用失墜行為の禁止（法第 99 条）
・政治的行為の制限（法第 102 条）

○非常勤職員としての任期満了後も適用されるもの
・秘密を守る義務（法第 100 条）
※例えば、非常勤職員としての業務遂行中に撮影した写真、取得したデータ等の無断での外部への持ち出し等を含みます

＜国家公務員倫理法・倫理規程関係＞

○非常勤職員となる方が、採用前に国家公務員との利害関係者である場合、非常勤職員として採用後も、当該国家公務員との利害関係者としての立場は継続します。
○非常勤職員は、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」や「特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止」の適用を受けます。（民間人の立場・職務として実施した対価として、報酬を受領することは禁止行為に該当しません）
○国家公務員退職後に、改めて今回の非常勤職員に採用される場合、国家公務員退職前の職務に係る「利害関係者」との禁止行為は、今回の非常勤職員採用後には適用されません。
○なお、国家公務員倫理法・倫理規程は、非常勤職員としての身分を有する間にのみ適用され、それ以外の「TEC-FORCE 予備隊員」名簿登録期間には、適用されません。

・建設工事などの受注者で、建設業法（昭和２４年法律第１００号）上の「専任」が求められて

いる方が応募される場合、非常勤職員として採用されることで、「専任」要件に抵触する可能性があるため、ご注意ください。詳細は、「専任」を求めている当該建設工事の発注者等へ、お問い合わせいただきますよう、お願いします。

・「TEC-FORCE 予備隊員」として登録された後に、住所や連絡先等が変更となった場合は、速やかに東北地方整備局まで報告をお願いします。

・「TEC-FORCE 予備隊員」のうち、過去に TEC-FORCE に従事した経験がある方の中から、別途委嘱の上、現役職員への技術伝承のための研修講師等を依頼することがあります。

7.選考方法

第一次選考　書類選考

第二次選考　面接

※第一次選考合格者に第二次選考の面接日時・場所等をご連絡します。

※面接は、対面を基本としますが、オンラインで実施する場合があります。

※第一次選考・第二次選考は、応募締切りまでの間も含め、随時行う場合があります。

※現在、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方は、研修受講の状況、災害派遣実績等を考慮し、第二次選考の面接が省略となる場合があります。

8.応募方法

応募締切までに、メール又は郵送により応募書類を提出してください。応募書類は合否にかかわらず返却しません。応募書類に記載された個人情報等は、「TEC-FORCE 予備隊員」としての選考や研修・災害派遣のための採用以外の目的で使用しません。

① 応募書類

＜新たに「TEC-FORCE 予備隊員」に応募される方＞

・意向調査票（様式１）

・履歴書（様式２）

・職務経歴書（様式３）

※応募資格に関連する経歴は、応募資格を満たすことが分かるよう、詳細にご記載ください。応募資格③～⑤のうち、複数を満たす場合は、それぞれを満たすことが分かるように記載ください。

＜現在、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方＞

・調査票（TEC-FORCE 予備隊員登録者用）（様式４）

※本様式は、現在「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方のみ使用可能です。それ以外の方は＜新たに「TEC-FORCE 予備隊員」に応募される方＞に記載している様式１～３を提出ください。

※様式４を使用する際には、その他に書類提出が必要な場合がありますので、様式４の記載内容をよくご確認ください。

②応募締切り

令和 8 年 8 月 31 日（月）18 時（メール受信有効、郵送時必着）

③提出先

（河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・その他分野（建築を除く）に係る応募）

メールアドレス：thr-tecyobitaiin@ki.mlit.go.jp

郵送：〒980-8602　仙台市青葉区本町 3-3-1　仙台合同庁舎 B 棟 11 階

東北地方整備局　防災室

（港湾分野に係る応募）

メールアドレス：pa.thr-tec-force@ki.mlit.go.jp

郵送：〒980-8602　仙台市青葉区本町 3-3-1　仙台合同庁舎 B 棟 9 階

東北地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

9.問合せ先

（河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・その他分野（建築を除く）に係る応募）

国土交通省 東北地方整備局 防災室

電話：022-225-2171　石塚・中村（内線：2153・2161）

メール：thr-tecyobitaiin@ki.mlit.go.jp

取次日時　月曜日から金曜日までの 10 時 00 分～17 時 00 分

（港湾分野に係る応募）

国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

電話：022-716-0024　髙本、津谷（内線：6422・6425）

メール：pa.thr-tec-force@ki.mlit.go.jp

取次日時　月曜日から金曜日までの 10 時 00 分～17 時 00 分

（参考資料）

TEC-FORCE 予備隊員への応募を検討されている方を雇用されている企業・団体等の皆様へ

＜企業・団体等の皆様へのお願い＞

○国土交通省東北地方整備局では、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員（以後、「非常勤職員」と記載します）として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。

○応募にあたり、現在、企業・団体等（以下、企業等と記載します）にお勤めの方については、所属企業等の承諾を要件としています。本制度の趣旨に鑑み、何卒御理解・御協力をお願い申し上げます。

※「TEC-FORCE 予備隊員」は、通年で非常勤職員の身分を持つものではなく、研修や災害派遣ごとに必要な期間のみ、非常勤職員として採用されることになります。本募集により「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録された方の中から、災害派遣に必要な研修を受けるため、非常勤職員として採用し、研修を実施します（１日程度を想定）。また、災害時には、必要に応じ、名簿に登録された「TEC-FORCE 予備隊員」の中から個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）を踏まえた派遣調整の上、被災地等で TEC-FORCE の一員として活動いただくことになり（１回１週間程度を想定）、TEC-FORCE 予備隊員への登録により、必ずしも災害時の派遣が義務付けられるものではありません。

※「兼業」について、国家公務員法等の国家公務員側での制約はありません。企業等側の雇用契約・就業規則等における対応について各企業等側でのご確認等をお願いします。

○研修や災害派遣期間が企業等側の勤務日と重複した場合の休暇取得等についても、御理解・御協力をお願い申し上げます。

＜企業・団体等の皆様へのお知らせ＞

○「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿登録後、国土交通省東北地方整備局のウェブサイトにおいて、登録された予備隊員を雇用されている企業等のご紹介等を予定しています（任意）。

○TEC-FORCE 予備隊員に係る研修（1 日程度を想定）の受講後、希望がある場合は、各団体等で定める継続教育［CPD・CPDS］における受講証明の発行が可能です。

※CPD 単位としての認定可否の詳細は、各団体等にお問い合わせ下さい。

＜留意事項等について＞

○TEC-FORCE 予備隊員について、実際に非常勤職員として勤務し、給与等を支給するのは、任期期間中のうち、活動等に従事する期間のみとなります。

○公務上の災害については、国家公務員災害補償法の定めるところにより、常勤の国家公務員と同様の補償が受けられます。なお、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金等の金額は、国家公務員としての待遇に基づき算定されます。
○非常勤職員として採用された場合、研修時・災害派遣時のいずれも「国土交通省共済組合」の加入条件を満たさないため、「国土交通省共済組合」への加入は想定していません。
○企業等に勤務されている方が非常勤職員として採用された場合、労働基準法第 38 条に基づく「事業場を異にする場合の労働時間に関する規定の適用についての通算」は、国家公務員としての勤務時間が労働基準法上の労働時間でないため、適用されません。
○非常勤職員は、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」や「特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止」の適用を受けます。（民間人の立場・職務として実施した対価として、報酬を受領することは禁止行為に該当しません）
○非常勤職員となる方が、採用前に、民間企業の社員として国家公務員との利害関係者である場合、非常勤職員として採用された後も、当該国家公務員との利害関係者としての立場は継続します。
○非常勤職員としての勤務に伴い、企業等側で勤務しない場合の扱い（例えば、休暇の有給・無給の扱い）については、各企業等側のご判断となります。なお、非常勤職員は国家公務員法上の兼業が認められているため、非常勤職員としての勤務期間中において、企業等から、別途企業等側の勤務・身分に対する賃金等が支給されることや有給休暇等が適用されることは、差し支えありません。ただし、非常勤職員としての職務遂行中には、非常勤職員としての「職務に専念する義務」があることにご留意ください。
○建設工事などの受注者で、建設業法上の「専任」が求められている方が応募される場合、非常勤職員として採用されることで、「専任」要件に抵触する可能性があるため、ご注意ください。詳細は、「専任」を求めている当該建設工事の発注者等へ、お問い合わせいただきますよう、お願いします。
○「TEC-FORCE 予備隊員」のうち、過去に TEC-FORCE に従事した経験がある方の中から、別途委嘱の上、現役職員への技術伝承のための研修講師等を依頼することがあります。

＜不明点について＞

○本募集への応募についての質問等がある場合は、応募される方を通じて、東北地方整備局へお問合せをお願いします。

（様式1）

「TEC-FORCE予備隊員」に係る意向調査票

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEC-FORCE 予備隊員を 志望した理由	

○勤務分野に関する希望　　※該当箇所にチェック（複数可）

□ 河川　□ 砂防　□ 海岸　□ 道路　□ 上下水道　□ 機械　□ 電気

□ 港湾

□ その他［建築を除く］［　例：行政事務　］※具体的に記載のこと

○職務内容に関する希望　　※該当箇所にチェック（複数可）

□ 被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整（リエゾン）

□ 被災地における被害状況調査

□ 被災地における災害応急対策に必要となる地方公共団体等への技術的助言

□ その他　（　　）※具体的に記載のこと

○健康状態・健康診断書の提出について

□ TEC-FORCEの一員として、被災地での活動が可能な健康状態であり、１年以内に受診した健康診断結果の提出が可能である

□ TEC-FORCEの一員として、被災地での活動が可能な健康状態でない、あるいは１年以内に受診した健康診断結果の提出が不可能

□ その他　（　　）※具体的に記載のこと

※被災地での活動が可能な健康状態かつ健康診断書の提出が可能でない場合は応募出来ません

○応募についての、所属企業等からの承諾の有無

□ 応募について、承諾を得ている

□ 企業等に所属していない（自営、職に就いていない等）

□ その他　（　　）※具体的に記載のこと

※応募について、承諾を得ていない場合は応募出来ません。

※派遣される場合の「勤務分野」及び「職務内容」は、上記で表明した希望や、派遣調整時点での希望聴取結果も考慮の上、決定します。

※ご提出いただいた個人情報については、TEC-FORCE予備隊員としての選考や研修・災害派遣のための採用以外の目的では使用せず、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、取り扱うものとします。

（様式2）

履　歴　書

令和　　年　　月　　日 現在

ふりがな	性別
氏名	※記載は任意です。未記載とすることも可能です。
生年月日　　年　　月　　日 生　（満　　才）	

写　真

（3ヶ月以内に撮影したものに限る）

〔4cm×3cm〕

ふりがな	電話番号 （　　）
現住所 〒（　－　）	携帯電話番号 （　　）
住民票上の住所	
ふりがな	電話番号 （　　）
連絡先（現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入） 〒（　－　）	（　　方呼出）
e-mail ｱﾄﾞﾚｽ	

年	月	学歴・職歴・賞罰 （項目別にまとめて記載） ※職歴は同一社内での異動は主要なものを記載

年	月	免許・資格等

健康状態	その他特記事項

（以下の事項について該当・非該当のどちらかに〇印をつけて下さい）

1. 日本国籍を有しない者	該当 ・ 非該当
2. 常勤の国家公務員である者	該当 ・ 非該当
3. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者	該当 ・ 非該当
4. 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者	該当 ・ 非該当
5. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	該当 ・ 非該当
6. 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）	該当 ・ 非該当

履歴書記載に関する注意事項

1. 職歴については、アルバイト等を含み全て記載してください。
   その際、正社員とアルバイト等の別を明記してください。
   （例：株式会社〇〇商事営業部営業第一課＜正社員＞）
2. 資格については、具体的に記載してください（例 ： 一級土木施工管理技士 等）。

（様式３）

職務経歴書

令和　　年　　月　　日現在
氏名：

※これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績等）やポジション（職位や部下の数等）を御記載ください（様式自由）。
※応募資格に関連する経歴は、応募資格を満たすことが分かるよう、詳細にご記載ください。
※応募資格③～⑤のうち、複数を満たす場合は、それぞれを満たすことが分かるように記載ください。

（様式4）

調 査 票（TEC-FORCE予備隊員登録者用）

令和　　年　　月　　日　現在

ふりがな	性別
氏名	※記載は任意です。未記載とすることも可能です。
生年月日　　年　　月　　日生　（満　　才）	
ふりがな	電話番号 （　　）
現住所 〒（　－　）	携帯電話番号 （　　）
住民票上の住所	
ふりがな	電話番号 （　　）
連絡先（現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入） 〒（　－　）	（　　方呼出）
e-mail ｱﾄﾞﾚｽ	

私は、以下の①②の要件をすべて満たすことを誓約いたします。

（以下の事項について、該当箇所に○印をつけて下さい）

①現在、TEC-FORCE予備隊員に登録されている。	はい ・いいえ
②募集要項に記載の「5. 応募資格」をすべて満たしている。	はい ・いいえ

私は、直近の応募時に提出した意向調査票・履歴書・職務経歴書と比較して、特段の事情変更が無い様式は、提出を省略します。（過去5年以内に提出されたものに限る）

（以下の事項について、該当箇所に○印をつけて下さい）

様式1（意向調査票）	提出を省略する ・ 提出を省略しない
様式2（履歴書）	提出を省略する ・ 提出を省略しない
様式3（職務経歴書）	提出を省略する ・ 提出を省略しない

⇒ <u>上記の①②の要件を満たした場合、様式1～3のうち「提出を省略する」を選択した様式は提出不要です。この様式4と、「提出を省略しない」を選択した様式を提出ください。（様式1～3いずれも「提出を省略する」の場合は、様式4のみ提出）</u>

※ 一つでも提出省略する様式がある場合は、この様式4は必ず提出ください。様式1～3のすべてを出しなおす場合は、この様式4の提出は不要です。

※ 同一組織内の部署異動、役職変更等は「特段の事情変更」には含みません。不明点がある場合は、お問い合わせください。

※ 様式1～3の記載事項に変更がない場合も、直近の提出から5年を経過している場合には、あらためて提出をお願いします。

※ 1年以内に受診した健康診断結果は、別途提出いただく予定です。